

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成17年6月16日(2005.6.16)

【公開番号】特開2004-327148(P2004-327148A)

【公開日】平成16年11月18日(2004.11.18)

【年通号数】公開・登録公報2004-045

【出願番号】特願2003-118069(P2003-118069)

【国際特許分類第7版】

H 05 B 33/06

G 09 F 9/00

H 05 B 33/14

H 05 B 33/26

【F I】

H 05 B 33/06

G 09 F 9/00 3 4 8 Z

H 05 B 33/14 A

H 05 B 33/26 Z

【手続補正書】

【提出日】平成16年9月21日(2004.9.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

封止部材7は、例えばガラス材料からなる平板部材に収納部である凹部7aを形成してなるものである。封止部材7は、凹部7aを取り囲むように形成される支持部7bを、例えば紫外線硬化型エポキシ樹脂接着剤を介しガラス基板2上に気密的に配設することで、封止部材7とガラス基板2とで有機EL素子9を収納する気密空間Sを構成する。封止部材7は、透明電極3のリード端子3c及び背面電極6のリード端子6bが外部に露出するようにガラス基板2よりも若干小さ目に構成されている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

有機ELパネル1の接合構造において特徴となる点は、フレキシブル回路基板8の接続端子8bと有機ELパネル1のリード端子3c, 6bとを異方性導電膜11を介して接合する場合において、異方性導電膜11がリード部3b, 6a上に形成される補助電極10に接触しない状態にて接続端子8bとリード端子3c, 6bとを接合し、異方性導電膜11を用いた接合個所において、リード部3b, 6a上に補助電極10が形成されず、かつ異方性導電膜11によって接合されない空き領域12が存在する従来に比べ(図5(b)参照)、図5(a)に示すように、異方性導電膜11の一端側(有機EL素子9側)が補助電極10の一部分に重なる重合部13を形成し、図5(b)で示すような空き領域12を形成しない点にある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】図面

## 【補正対象項目名】図 2

### 【補正方法】変更

## 【補正の内容】

【 図 2 】

